

第6号議案

愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

消防団員の報酬等の基準が制定されたことに伴い、改正を行う必要があるため。

愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年愛南町条例第215号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,030人」を「950人」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

団員には、年額報酬及び出動報酬を支給する。

第13条第2項から第4項までの規定中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第5項中「報酬に」を「年額報酬に」に、「報酬額」を「年額報酬の額」に改め、同条に次の2項を加える。

6 年額報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、過去1年間に出勤実績がない者には支給しない。

7 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときに支給する出動報酬の額は、別表第2のとおりとする。

第14条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き」を削り、「団員は」を「団員については」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第13条関係)

年額報酬

区分	金額
団長	126,000円
副団長(本部付、方面隊長)	104,000円
副団長(副方面隊長)	81,000円
分団長	58,000円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,500円
団員(機能別団員)	5,000円

別表第2(第13条関係)

出動報酬

区分	金額		
	日額		
水火災その他の災害及び捜索等	日額	4時間まで	4,000円
		4時間超過8時間まで	6,000円
		8時間超過	8,000円
警戒等	日額	4時間まで	3,000円
		4時間超過8時間まで	5,000円
		8時間超過	7,000円
訓練	日額	4時間まで	3,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
<p>第1条 略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>1,030</u>人とする。</p> <p>第3条～第12条 略 (報酬)</p> <p>第13条 <u>基本団員には別表第1に定める報酬を、機能別団員には年額5,000円の報酬を支給する。ただし、過去1年間に出勤実績がない者には支給しない。</u></p> <p>2 <u>報酬</u>は、その年度分を当該年度末に支給する。</p> <p>3 <u>報酬</u>は、年度の中途において新たに団員となった者には、その団員となった日から起算して日割計算により支給する。</p> <p>4 年度の中途において離職し、又は死亡した団員に係る<u>報酬</u>は、その離職し、又は死亡した日までの日割計算により支給する。</p> <p>5 年度の中途において階級等の異動によりその<u>報酬</u>に <u>変更</u>があったときは、変更前及び変更後において属する階級等の<u>報酬額</u>をそれぞれ日割計算し、支給する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める費用弁償を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合を除き</u>団員が公務のため旅行した場合、団長については特別職、その他の<u>団員</u>は一般職の旅費を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>第15条、第16条 略 別表第1 (第13条関係) <u>年報酬</u></p>	<p>第1条 略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>950</u>人とする。</p> <p>第3条～第12条 略 (報酬)</p> <p>第13条 <u>団員には、年額報酬及び出勤報酬を支給する。</u></p> <p>2 <u>年額報酬</u>は、その年度分を当該年度末に支給する。</p> <p>3 <u>年額報酬</u>は、年度の中途において新たに団員となった者には、その団員となった日から起算して日割計算により支給する。</p> <p>4 年度の中途において離職し、又は死亡した団員に係る<u>年額報酬</u>は、その離職し、又は死亡した日までの日割計算により支給する。</p> <p>5 年度の中途において階級等の異動によりその<u>年額報酬</u>に<u>変更</u>があったときは、変更前及び変更後において属する階級等の<u>年額報酬の額</u>をそれぞれ日割計算し、支給する。</p> <p>6 <u>年額報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、過去1年間に出勤実績がない者には支給しない。</u></p> <p>7 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときに支給する出勤報酬の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第14条 _____ 団員が公務のため旅行した場合、団長については特別職、その他の<u>団員</u>については一般職の旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第15条、第16条 略 別表第1 (第13条関係) <u>年額報酬</u></p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団長</th> <th>126,000円</th> <th>副分団長 (支部長)</th> <th>31,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副団長(本部付、方面隊長)</td> <td>104,000円</td> <td>部長</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長(副方面隊長)</td> <td>81,000円</td> <td>班長</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>58,000円</td> <td>団員</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	団長	126,000円	副分団長 (支部長)	31,000円	副団長(本部付、方面隊長)	104,000円	部長	28,000円	副団長(副方面隊長)	81,000円	班長	26,000円	分団長	58,000円	団員	20,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>126,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長(本部付、方面隊長)</td> <td>104,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長(副方面隊長)</td> <td>81,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>45,500円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>36,500円</td> </tr> <tr> <td>団員(機能別団員)</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	団長	126,000円	副団長(本部付、方面隊長)	104,000円	副団長(副方面隊長)	81,000円	分団長	58,000円	副分団長	45,500円	部長	37,000円	班長	37,000円	団員	36,500円	団員(機能別団員)	5,000円
団長	126,000円	副分団長 (支部長)	31,000円																																		
副団長(本部付、方面隊長)	104,000円	部長	28,000円																																		
副団長(副方面隊長)	81,000円	班長	26,000円																																		
分団長	58,000円	団員	20,000円																																		
区分	金額																																				
団長	126,000円																																				
副団長(本部付、方面隊長)	104,000円																																				
副団長(副方面隊長)	81,000円																																				
分団長	58,000円																																				
副分団長	45,500円																																				
部長	37,000円																																				
班長	37,000円																																				
団員	36,500円																																				
団員(機能別団員)	5,000円																																				

現 行			改 正 案			
別表第2 (第14条関係) 費用弁償			別表第2 (第13条関係) 出勤報酬			
水火災等の場合	1回につき	3,400円	区分	金額		
警戒の場合	1回につき	3,000円	水火災	日額	4時間まで	4,000円
訓練の場合	1回につき	3,000円	その他 の災害 及び捜 索等		4時間超過8時間まで	6,000円
					8時間超過	8,000円
			警戒等	日額	4時間まで	3,000円
					4時間超過8時間まで	5,000円
					8時間超過	7,000円
			訓練	日額	4時間まで	3,000円